

# 「日本の死刑制度について考える懇話会」報告書

## —提言と検討結果の概要—

2024年11月13日

日本の死刑制度について考える懇話会

本報告書（提言を含む）は、「日本の死刑制度について考える懇話会」が、計12回の会議（2024年2月～同年11月）を通じての検討の結果を取りまとめて公表するものである。

なお、委員は以下のとおりであるが、必ずしも所属団体を代表する意見ではなく、発言は個人の責任に帰するものであることを付言する。

## 《委員》

【所属・肩書きは設立時（2024年2月29日）現在。五十音順】

井田 香奈子	朝日新聞論説委員
井田 良（座長）	中央大学教授、前法制審議会会長
上田 勇	参議院議員（公明党）
岡野 貞彦	経済同友会事務局長
片山 徒有	被害者と司法を考える会代表
金高 雅仁	元警察庁長官
神津 里季生	前日本労働組合総連合会（連合）会長
坂上 香	映画監督
笹倉 香奈（座長代行）	甲南大学教授
佐藤 大介	共同通信編集委員兼論説委員
戸松 義晴	WCRP世界宗教者平和会議理事長、元公益財団法人 全日本仏教会理事長
中本 和洋	元日本弁護士連合会会長
西村 智奈美	衆議院議員（立憲民主党）
林 眞琴	前検事総長
平沢 勝栄	衆議院議員（自由民主党）
藤本 哲也	最高検察庁参与、公益財団法人矯正協会会長

## 目 次

### I. 基本的な認識及び提言

- 1 基本的な認識
- 2 提言
- 3 個別的な検討に向けての提言

### II. 検討結果の概要

- 1 「国際社会の中の日本」という視点からの検討の必要性
- 2 誤判の可能性と死刑制度の在り方
- 3 被害者の視点からの検討の必要性
- 4 刑罰理論と死刑制度
- 5 死刑の犯罪抑止力をめぐって
- 6 執行と執行に至る手続をめぐる諸問題
- 7 情報公開と世論調査について
- 8 結語

### 《添付資料》

- 資料1 日本の死刑制度について考える懇話会 設立趣意
- 資料2 日本の死刑制度について考える懇話会 運営についての申合せ
- 資料3 審議の経過

# I. 基本的な認識及び提言

## 1 基本的な認識

死刑は個人の生命を剥奪する究極の刑罰であり、他の刑罰（自由刑や財産刑）が個人の権利の一部を制限するのとは異なり、人権の基盤にある生命そのものの全否定を内容としている。しかも、人が行う裁判である以上、誤判・えん罪の可能性が常につきまとい、ひとたび誤った裁判に基づく執行が行われるに至れば、取り返しのつかない人権侵害となる。このように、刑種としての死刑そのものが根源的な問題を孕んでいるというばかりでなく、現行の日本の死刑制度とその現在の運用の在り方は、放置することの許されない数多くの問題を伴っており、現状のままに存続させてはならない。凶悪な犯罪の被害者及びその遺族の無念さと悲しみが限りなく深いものであり、また、世論調査において国民の多くが死刑制度の存置をやむを得ないと答えているとしても、それらのことは、死刑制度を何らの改革・改善も行わず、現在のような形のまま存続させることの理由となるものではない。

## 2 提言

上記のような基本的な認識に基づき、本懇話会は、その委員全員の一致した意見として、早急に、国会及び内閣の下に死刑制度に関する根本的な検討を任務とする公的な会議体を設置することを提言する。そして、その会議体においては、現行の死刑制度に関するあらゆる情報を集約しつつ、幅広い視野から制度の問題点の調査を行い、この制度の存廃や改革・改善に関する個別的な検討に基づき、法改正に直結する具体的な結論を提案すべきである。

なお、死刑判決の確定後、その執行に至る手続及び執行方法との関係でも、具体的な改善の要否を検討すべき種々の問題点が存在している。そこで、前記の会議体においては、具体的な結論を出すまでの間、死刑執行を停止する立法をすることの是非、あるいは執行当局者において死刑の執行を事実上差し控えることの是非についても、これを検討課題とすべきである。

### 3 個別的な検討に向けての提言

本懇話会は、現行の死刑制度とその現在の運用の在り方には、後掲「Ⅱ. 検討結果の概要」においてより詳しく指摘するように、数多くの問題があるという検討結果に至った。そこで、設置されるべき前記会議体において、以下に掲げる諸点については、とりわけ慎重かつ具体的な検討を行うことを提言したい。

(1) 死刑廃止が国際的潮流であり（法律上又は事実上の廃止国は、国連加盟国の7割を超える）、日本政府が国連からも死刑廃止の勧告を受けている中で、死刑を存置し、かつ執行を継続していることが日本の国益を損ねている疑いがある。そのことが、国際社会における日本の人権尊重国家・民主主義国家としてのイメージを傷つけており、たとえば犯罪人引渡しを含む国際司法共助等にも影響を生じさせていないかについて検討する必要がある。

(2) 現行の刑事手続において、死刑の選択が問題となりうる重大事件につき、有罪・無罪に関わる事実認定についての誤り及び量刑に関する誤判の可能性を排除するために、また、死刑か無期拘禁刑かの選択が問題となる事件において、被告人に有利な事情が公判に十分持ち出されない等の理由で死刑判決が下されるおそれが生じる可能性を排除するために、特別な手続的保障を制度化することの可否を検討する必要がある。

(3) 国民の多くが死刑制度の存続をやむを得ないと考えているとすれば、その主たる理由は、殺人行為によりそのかけがえのない生命を奪われた被害者の無念さと、その遺族の果てしない悲しみに共感するからである。そこで、死刑の存廃について議論する際には、何よりも被害者遺族の想いに寄り添うことが必要であり、被害者遺族の理解を求める努力をすることが必要である。他方、被害者遺族の心情やその望むところは多様であり、被害者遺族が必ずしも死刑を求めるわけではなく、また殺人事件であっても犯人に死刑判決が言い渡されることは稀であることに鑑みれば、死刑制度の是非いかににかかわらず、被害者遺族への支援の充実・強化を進める必要がある、被害者遺族の置かれた実情と支援の在り方について立ち入った検討を行う必要がある。

(4) 国民は、オウム真理教事件に代表される組織的な凶悪犯罪やテロ犯罪に不安を抱いている。そうした犯罪に対し、死刑なくして対応できるのかどうか、

また、死刑を廃止した上で代替刑の創設等により、国民に生じうる危険や国民のもつ不安を取り除けるのかどうか、これらの点につき検討を行う必要がある。

(5) 死刑執行に至る現行の手續には、その間における死刑確定者の処遇上の問題、執行順序の不透明性、執行方法としての絞首の相当性、執行に当たる職員の心理的な負担や業務上の負荷等の看過できない問題がある。また、判決確定から相当長期の年月を執行の恐怖にさらされつつ死刑確定者として過ごしている人がいる現実もある。これらの問題を緩和・解消することができるかどうかについても具体的な検討が必要である。

(6) 現行の死刑制度の運用や執行の実態、死刑確定者の処遇等に関する正確な事実の多くの部分が明らかにされておらず、明らかにされている情報も国民に行き渡ってはいない。そのような現状の下において国民の死刑制度に関する意見を的確に集約する方法について、現状の世論調査の改善の在り方を含めて、具体的に検討する必要がある。また、本懇話会が設置を提言する前記の会議体においては、たとえば国政調査権を行使するなどして、死刑制度に関する十分な情報を集め、それに基づく検討を行うべきであり、政府の側もこの要請にかなう情報提供を行うべきである。

## Ⅱ. 検討結果の概要

### 1 「国際社会の中の日本」という視点からの検討の必要性

死刑制度とその在り方をめぐっては、国際社会の動向とそこにおける日本の立場と責務を踏まえた検討が必要である。

世界の7割を超える国がすでに法律上・事実上、死刑を廃止しており（196か国<sup>1</sup>中、法律上または事実上の廃止国は144か国に上る）、特にヨーロッパでは、すでに1949年に憲法（基本法）により死刑を廃止したドイツ（当時の西ドイツ）を嚆矢<sup>こうし</sup>として、現在ではベラルーシを除くすべての国で死刑を廃止している。OECD加盟38か国について見ると、死刑制度を残しているのは、米国、韓国、日本の3か国のみであるが、韓国では1998年以降、その執行が停止状態にある。米国も50の州のうち29の州は死刑を廃止しているか、または執行を停止しており、連邦のレベルでも、2021年に執行停止宣言が行われている。

このように、死刑の廃止は世界的潮流といえようが、そうした中で、国連総会が、2007年12月以降、9度にわたり、日本を含む死刑存置国に対し、死刑廃止を視野に死刑執行の停止を求める決議案を賛成多数で採択しており、その決議のたびに賛成国が増加していることが注目される（2022年12月に行われた第9回目の決議では、国連加盟国193か国中125か国がこれに賛成した）。特に日本に向けては、くり返して、国連の国際人権（自由権）規約委員会（1993年、1998年、2008年、2014年、2022年）、拷問禁止委員会（2007年、2013年）及び人権理事会（2008年、2012年、2017年、2023年）が、死刑執行を停止し死刑廃止を前向きに検討すべきであるとの勧告を行っている。

こうした国際社会の動きに対しては、それらの国々が死刑廃止に至った背景には日本にない各国それぞれの特殊事情があつて同列に論じることができないこと、刑罰制度の在り方は民意や国民の心情等を度外視して決めうるものでは

---

<sup>1</sup> 日本政府が承認している195か国に日本を加えた数である。なお、国連加盟国は193か国である。

ないことを理由として、それは国際情勢とは別に日本国民自身が主体的に判断して選択すべき問題だとする考え方もありえよう。現に、本懇話会においても、委員や報告者から、そうした意見が表明されたところである。

しかしながら、死刑制度は、現在の国際社会において普遍的な人権保障原則に関わる問題として意識され、また批判の対象とされている。そうであるとすれば、そうした海外からの指摘と批判に真摯に耳を傾け、現行の日本の死刑制度及びその現在の運用の在り方が、日本もまた基本的には承認し、かつ共有する普遍的な人権の諸スタンダードに合致するものであるかどうかについて、公的機関において正面から深く・広く検討し、海外からの指摘と批判に対しては説明責任を果たすべきである。そうした必要性があること自体は、誰もこれを否定することができないであろう。

以上のこととの関連で、あわせて検討すべきなのは、日本が死刑制度を維持し、その執行を継続していることが、国際社会における日本の国益を毀損しているのではないかということである。もし日本が世界の国々から「重大な人権問題を放置し、その解決に向けての合意を一向に形成できない国」と見られているとすれば、取りも直さず、人権尊重国家・民主主義国家として世界の二流国・三流国として位置づけられていることを意味する。それは日本という国のイメージを損ねるものであり、また、世界の人権問題に向けての日本の発言の説得力を減殺するものとなっている可能性がある。「日本が掲げる人権外交の理念と行動の間のギャップ」（第9回会議におけるジュリア・ロングボトム駐日英国大使の講演を参照）とは、そのような事態を指摘する言葉であろう。

国際関係・外交関係において、死刑廃止国との間で日本が対等な扱いを拒まれていると認められる具体的な事例が存在しないかどうか調査・検討すべきである。たとえば、犯罪人引渡しを含む国際司法共助等に一定の影響が生じていることが指摘されている。1992年に、イラン国籍の男性が日本人女性を東京都内で殺害するという事件が発生し、被疑者が国外に逃亡してスウェーデンで発見され、日本政府がその引渡請求を行ったものの、スウェーデン政府が引渡しを拒絶したということがあった。同国の犯罪人引渡法上、引渡犯罪者が請求国で死刑に処せられないことの法的拘束力ある保証が必要であることがその理由であ



った。この事件では、スウェーデンにおいて代理処罰が行われたが、当該国の法制度のいかんによっては、行為者がおよそ何らの処罰を受けない事態も想定されるのである。

また、日本の安全保障に関わる場面であるが、日本とオーストラリアの軍事面の協力を進める円滑化協定（和文正式名称「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」）が2022年に署名されたものの、共同訓練等のために日本に滞在するオーストラリア訪問部隊の構成員又は文民構成員が犯罪をした場合に、「当該援助の結果として、死刑が科され得る十分な可能性がある」と認める状況においては、オーストラリア側は犯人の引渡し等の援助の義務を負わないとする例外的な定めが入った（同協定附属書〔第二十一条関係〕2及び同説明書32を参照）。同様の協定が、2023年に英国と、2024年にフィリピンとも結ばれ、現在フランスとも締結に向けた交渉が行われていると聞くが、これらは、日本に死刑制度があるため、国際条約において刑事裁判権に関する対等な取扱いを拒まれている実例と見ることができよう。

## 2 誤判の可能性と死刑制度の在り方

裁判における事実認定は、種々の証拠に基づく推認であることをその本質とする。そこで、誤って無実の者（無辜）を有罪とし、これに刑罰を科してしまう誤判のおそれは、裁判に不可避免的に伴うものであり、それだからこそ、現行法自体がそうした危険の存在を前提に再審の制度を設けている。とりわけ死刑については、誤って執行してしまえばもはやおよそ取り返しがつかず、事後的救済が原理的に不可能である。死刑は、その点において、個人の権利の一部を制限するにすぎない自由刑や財産刑とは決定的に異なる。しかも、日本には、これまで死刑の確定判決が再審により覆され、死刑確定者にあらためて無罪が言い渡されたケースとして5つの事件（免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件、そして本年10月に再審による無罪判決が確定した袴田事件）がある。それらは死刑制度が「無辜の処刑」という最悪の事態をもたらす具体的な危険性をもつこと、そして、ひとたび誤りが起きれば、その是正に非常な長期間を要することを実証

するものにほかならず、「誤判の可能性と死刑制度の在り方」というテーマはとりわけ注意深い検討を必要とする。

しかも、ここにいう「誤判」の中には、被告人が真犯人かどうかという、犯人性に関する判断の誤りばかりでなく、責任能力等の判断の場面における誤りや、首謀者か否か、計画的犯行かどうか、被害者からの挑発があったのかどうか等についての評価の誤り、被告人に有利な量刑事情の見落とし、たとえば、被告人の生育環境の劣悪さを十分に評価しなかったり、生物学的ハンディを見落とししたりすることに起因する量刑判断の誤りなども含まれること等から、誤った死刑判決が下されるのは稀有な例外的場合にすぎないと言い切れないことに注意する必要がある。

神ならぬ人が行う裁判には誤判のおそれが必然的に伴うという否定し難い事実は、死刑制度そのものに対し根本的な疑問を投げかける。そうしたおそれがある以上、犯人とされた者の存在を不可逆的に毀滅する刑種である死刑は認められるべきではないと考えるのが自然だからである。しかし、他方において、衆人環視下で多くの死者を出す形で行われたテロ犯罪に代表されるように、犯罪性・犯人性に疑いがないケースも存在することから、誤判のおそれはおよそ死刑を全否定することの根拠になりえないとも主張される。

この争点への立場決定は、事実認定及び量刑に関する日本の刑事裁判の正確性ないし誤判の頻度等の評価にも依存するところであり、そうした評価は、法律専門家の間でも必ずしも一致するものではない。こうして、刑事裁判に誤判のおそれが付きまとうことが、ただちに死刑廃止の根拠となるかどうかをめぐっては、意見の分かれるところとなっている。

しかしながら、この争点につきいかなる立場をとるとしても、次のことについては、誰もそれを否定することができないと考えられる。すなわち、現在の日本の刑事裁判が、とりわけ死刑との関係で誤判のおそれを排除するために、採ることの可能な制度的手段を尽くしているかどうかについて検討が必要とされるという点である。

そして、この点について見ると、現在の日本の刑事裁判が誤判のおそれを払拭するために採ることの可能な制度的手段を尽くしているかどうかには疑問があ

る。

刑事裁判においては、まさに紙一重のところでは最終的な判断が分かれることがある。犯罪性・犯人性の事実認定において、ある1つの証拠が法廷に持ち出されるかどうか、有罪となるか無罪となるかという結論の相違につながることもある。量刑における宣告刑の選択においても、ある1つの被告人に有利な事情が証拠に基づいて指摘されるかどうか、たとえば死刑か、それとも無期拘禁刑かというように、異なった結論に導くことがある。捜査側・訴追側と被告人・弁護人側とで、事実究明能力・証拠収集能力において大きな格差のある現状では、たとえ裁判における挙証責任は前者が負うとしても、被告人に有利な証拠や量刑事情の「掘り起こし」が弁護人の熱意と能力と献身という偶発的事情に依存しており、制度的な裏付けがないというところに大きな問題がある（第2回会議における木谷明弁護士及び村井宏彰弁護士の講演を参照）。そのことは、死刑の選択が問題となる事件についていえば、「手弁当で労を惜しまない弁護人に恵まれれば救われるが、そうでなければ死刑になる」という事態が生じるおそれを払拭できていないことを意味する。また、現行法上は、死刑判決後、本人が上訴しないことまたは上訴がなされてもそれを取り下げる判断をすることで判決が確定してしまい、控訴審ないし上告審の審理を受けないという事態も生じることから、これも万が一の誤判の可能性の排除という観点からは、不安の余地を残しているといえよう。たとえ日本では「非常に慎重な恣意性の入らない、予断や偏見を抱かないような形での審理」が行われている（第3回会議における椎橋隆幸・中央大学名誉教授の講演を参照）としても、また、量刑判断にあたり裁判所は「死刑の選択に関してはかなり慎重に、幅が出ないようにということを心がけている」（第4回会議における稗田雅洋・早稲田大学教授の講演を参照）としても、上のような事情から、誤判による死刑判決のおそれを排除できないものとなっているおそれがある。

このようなことから、現在、再審法の改正を含む法改正を実施すべきとの主張がなされているところであり、死刑制度を存続させる場合には、上記の点をめぐる実証的な調査・検討を踏まえて、誤判によって死刑判決が下されるおそれが生じる可能性を排除するための特別な手続的保障を制度化することの可否を早急

に検討する必要がある。

### 3 被害者の視点からの検討の必要性

死刑制度の存廃やその在り方を論じるにあたっては、何らの非もなく、犯人の自分勝手な欲望の赴くままに惨殺された被害者と、愛する家族がそのような目に遭った被害者遺族の果てしない悲しみ、苦しみ、悔しさ、怒りにわれわれがどう向き合うのかという問題意識を常に念頭に置かなければならない。そしてそれは、死刑制度についてどのような意見をもつか、その存続を支持するか、それとも廃止論に与するかに関わらない。凶悪犯罪の被害者とその遺族のもつ被害感情・処罰感情と、国民誰しもが抱く、その心情への共感を深く理解することなしに、またそれを踏まえずに死刑について論じたとしても、国民各層に広く納得してもらえような議論には到底ならないであろう。

ところが、これまでの日本においては、死刑制度の存廃が、犯人の側に立つか、それとも被害者の側に立つかの二者択一の問題であるかのように論じられることがあった。その場合には、被疑者・被告人の権利保障と被害者側の利益保護とが二律背反の関係にあるかのようにイメージされ、前者を重視する者は、被害者とその遺族の利益保護に対し冷淡であり、逆に、後者を強調する立場は、被疑者・被告人のための人権保障原則を「被害者側の利益を阻害する障害物」のように見なす傾向が見られた。死刑制度の存廃をめぐっても、また刑事司法制度の運用についても、被疑者・被告人の権利保障を重視するか、それとも被害者とその遺族の立場に思いを致すか、そのいずれの立場に立つかにより結論が導かれ、調停不可能な二項対立が議論を支配する観を呈する場合があった。こうした不毛かつ不幸な状況から脱却することが求められる。

死刑制度をめぐり、日本において、犯人の側に立つか、それとも被害者の側に立つかの二者択一の問題であるかのような議論が行われることがあるのは、死刑制度の問題と被害者支援の問題とが論理的に関連しているからではない。むしろそのことの一因は、日本では、ヨーロッパと比べても、犯罪被害者及びその遺族への支援が不十分であり、悲しみと苦しみの極にあって孤立した遺族が、犯人に究極の刑である死刑が科されることを望まざるを得ない状況が生じている

ところにあると考えられる。したがって、日本における犯罪被害者の支援の在り方については、それが死刑制度との関わりで論じられること自体にその問題性が現れているというべきである。死刑制度があるから被害者支援は不十分であってよいとか、死刑廃止のためには被害者支援の充実が必要であるとかいう考え方はおよそ適切であるといえない。むしろ被害者支援は、死刑の問題とは全く独立に、被害者遺族の置かれた実情についての実証的な調査を踏まえ、ヨーロッパ等、諸外国の法制を参考にしたうえで（第5回会議における矢野恵美・琉球大学教授、滝沢誠・中央大学教授の講演を参照）、具体的に検討されるべきである。その際には、たとえば、次の諸点を検討の課題とすることが有益であると考えられる。

すなわち、①犯罪被害者の支援を促進するため、また、それが被疑者・被告人の権利保障と二律背反の関係に立つような状況を緩和・解消するためにも、犯罪被害者への対応とその支援を主たる任務として担う国の機関を新たに設置し、それは犯罪捜査や犯人の訴追に携わる官庁から独立した専門の官庁とすべきではないか（実例として、スウェーデンの「犯罪被害者庁」がある。）、②被害者及び被害者遺族の経済的な生活水準の維持のために、現在の犯罪被害者給付金制度では改善されつつあるが、いまだ十分でないという指摘があるところから、これを補充する制度を構想すべきではないか（スウェーデンにおいては、国が加害者に代わって損害賠償金を立て替え払いしたうえで、国が加害者に対し求償を行う制度があり、また、ドイツには、犯罪被害者やその遺族に対し、戦争犠牲者に準ずる年金等の支払いを行う制度がある。）、③国から民間の犯罪被害者支援団体への財政的援助の在り方を見直すべきではないか（一例として、ドイツでは、国が罰金刑として得た額を民間の被害支援団体である「白い環」の活動のために提供している。）、といった諸点である。

また、以上のことに関連して付言すれば、法務省が行っている被害者保護・支援関連の制度のうち、犯罪被害者等の心情や意見等の聴取制度・伝達制度については、死刑確定事件は適用外とされ、被害者遺族には死刑執行後の通知のみが行われているにすぎない。そこで、この点において、死刑確定事件の被害者遺族に

については、犯罪被害者等基本法の基本理念（第3条第3項を参照）に沿わない事態が生じているとする意見もあった<sup>2</sup>。

以上のように、凶悪犯罪の被害者遺族のもつ被害感情・処罰感情と国民一般が抱く共感は重要であり、刑事司法の分野におけるあらゆる政策決定にあたり、その基本に置かれなければならない。しかし、そのことと、被害者遺族のもつ被害感情・処罰感情が死刑制度の根拠となるかは別の問題である。刑罰の根拠・目的・存在理由等をどのように考えるかという刑罰理論については、次項において論じることとして、ここではまず、現行法の下における死刑が、その現象面・事実面において、被害者遺族のもつ被害感情・処罰感情のために科されるわけではなく、その充足に役立っているとはいえないことを指摘することとしたい。

まず、そもそも刑が科されるかどうか、どの程度の刑が科されるかは、被害者遺族のもつ被害感情・処罰感情の有無・程度と連動しない。たとえ凶悪な犯罪が行われ、遺族の被害感情・処罰感情が強くても、たとえば行為者に責任能力がなければ処罰はできない。遺族がいるかいないかにより刑の重さを区別することはできず、被害感情・処罰感情が強ければ死刑を科し、そうでなければ死刑にしない、とするようなこともできない。刑を科すにあたり、被害者遺族のもつ被害感情・処罰感情は、1つの考慮要素にとどまり、主たる考慮要素とはなっていない。また、犯罪被害によって亡くなる被害者数に比べて、死刑確定者数は少なく、殺人事件のうち死刑が言い渡されるのはごく一部のケースである。したがって、死刑が科されることにより被害者遺族の被害感情・処罰感情が充足されるというのは事実在即しておらず、そのような運用の死刑制度の存立根拠として、被害者遺族全体の被害感情・処罰感情を引き合いに出すことは適切であるとはいえない。もし本当に被害感情・処罰感情を考慮するというのであれば、死刑の言渡しの数を大幅に増加させるべきことにもなってしまうが、それが妥当なことという理解が得られるとは考えられない。

他方、被害者遺族の心情は一樣ではなく、重大な事件の被害者であっても同じように死刑を望むというわけでないことも指摘されている。被害感情は単純で

---

<sup>2</sup> また、他方で、死刑確定者の家族の置かれた状況についても、調査と検討が必要であろう。偏見にさらされ、社会的に孤立しているとすれば、何らかの支援も必要とされるであろう。

はなく、時間の経過とともに変化しうる。死刑制度があることにより損害回復が不可能になるという側面もあり、事件の真相が不明なままになってしまうことを嘆く被害者遺族もいる。被害者遺族にとっても、責任の主体としての犯人がこの世に残り、主体的な贖罪の機会をもち、犯罪を悔い改めてもらうことに意味があり、死刑執行による贖罪の可能性の遮断は、被害者遺族（さらには国民一般）にとっても望ましいものではないとする考え方もある。

死刑制度のように、国際社会から疑問を向けられている制度の検討にあたっては、客観的・科学的な根拠を用いた冷静な議論を心がけるべきである。日本の現行法の下における死刑は、個別の事件における死刑が被害者遺族のもつ被害感情・処罰感情のために科されるわけではなく、その充足に必ずしも役立っているということとはできないし、また、それに役立つように現行制度の運用を変えることもおよそ適切ではない。

#### 4 刑罰理論と死刑制度

死刑の存廃をめぐる見解が厳しく対立する理由の1つは、そもそも刑罰制度は何のためにあるのか（刑罰制度の存在理由と目的）について考え方が一致しないことにある。「他人の生命を意図的に奪った以上は、その償いとして自らの生命を奪われても仕方がない」という（広く流布した）罪と罰のイメージを前提にすれば、何の理由もなく意図的に人を殺したとき、被害者の死という実害に対応する刑として、まずは死刑が候補に上ることになり、ましてや複数の人を意図的に殺害したケースについて、死刑以外の刑がその犯罪に対応する刑であると考えすることは困難となろう。被害者の人生が無念にもいきなり断ち切られる一方で、それを自分勝手な理由で意図的に招来した犯人がそのまま人生を享受することができるというのは不正義であるとするのが応報思想である。

しかしながら、このような形での応報思想は、国際的にも、法制度の運用を担う思想としてはもはや支持されておらず、日本の刑法学においても、それは絶対的応報刑論とも呼ばれ、ほとんど賛成する者がいない。その理由は、国の刑罰制度は、罪刑のバランスや正義の回復の要求といった観念的利益のために存在しているのではなく、合理性をもった社会制度として、将来の犯罪の予防による国

民の生活利益の保護のために存在していると考えるところにある。たしかに、ヨーロッパなどでは、刑罰のルーツは私的報復ないし復讐であった。刑罰の歴史は、犯罪のもつ2つの側面である、被害者の私益を害する側面と、公的秩序を害する側面とが、つまり私益と公益とが分離されていない状態から、これらを分離し、前者の保護は民事法にまかされ、刑罰の存在理由はもっぱら後者の犯罪予防と社会秩序の維持に求められていくプロセスであった。公的側面と私的側面とを分離することは、刑罰制度を犯罪予防と社会秩序維持のための合理的な制度にするための鍵であったのである。

上述のような、生命と生命とを天秤にかける絶対的応報刑論は、21世紀の日本の刑事司法の基礎に置かれるべき刑罰理論としても適切なものではないと考えられる。絶対的応報刑論に立脚すれば、人の命の価値と重みを強く意識すればするほど、つまりそのかけがえのなさに思いを致せば致すほど、それをそのまま刑罰の重さに反映させなければならないことになり、死刑の言渡しが現在のように限定されていることも理解できないこととなろう。刑事裁判は、被害者とその遺族の立場に思いを致すか、それとも犯人側の諸事情に理解を示すかという対立関係に支配されることになろう。処罰にあたっては、もっぱら犯罪の重さとのバランスが重要な意味をもつことになり、犯罪の背景や社会的原因などへの関心は失われ、刑罰が犯人や社会の将来においてもつ効果などは度外視されることとなってしまう。

このように考えると、刑罰を正当化する根拠をもっぱら応報思想だけに求める絶対的応報刑論は否定されるべきである。刑罰の正当化根拠から応報を完全に否定する立場においてはもとよりであるが、これを認める立場においても応報だけでは刑罰は正当化されず、刑罰は、応報であると同時に将来の犯罪予防と社会秩序の維持に役立つことによって正当化される制度として把握されるべきものとなる（相対的応報刑論）。そして、このように考えると、刑罰が、犯罪予防と社会秩序の維持という公共の利益のために、個人の重要な利益を剥奪する制度として理解されることから、そのために（自由刑や財産刑のように）個人の権利の一部を制限するのであればともかく、個人そのものを毀滅する死刑に対しては根本的な疑問が向けられることになる。それは、個人の生命を公共の利益



のために犠牲にしてこれを奪うものだからである。ここから、死刑は現代の人権思想に反する、ひいては、日本国憲法の人権条項の基礎にある思想と矛盾するという考え方も出てくることになる。

たしかに、死刑制度の存在が当然であった1946年に公布された日本国憲法が、死刑の存在を予定するよう見える条項（第13条や第31条）を置いているとしても、そのことは当時の時代状況からはよく理解できることである。しかし、80年近い時間の経過と、この間における人権思想の進化と発展に鑑みると、憲法の条項の字句に拘泥することにどれほどの意味があるかは疑問とすべきであろう（日本国憲法が死刑を容認するものとして解釈することが唯一の憲法解釈ではないことについては、第5回会議における長谷部恭男・早稲田大学教授の講演を参照）。

## 5 死刑の犯罪抑止力をめぐって

以上のように、被害者遺族の被害感情やそれに共感する国民の処罰感情は、それだけではただちに死刑制度の根拠にならず、また、罪刑のバランスや正義の回復の要求といった観念的利益もまた生命を奪うことの正当理由にならないとしても、もし死刑が将来の犯罪予防と社会秩序の維持のために、他の刑罰（特に、無期拘禁刑）では達成できないほどの有効性をもつものだとすれば、そのことは死刑制度の存置を主張する重要な根拠となるであろう。より具体的にいえば、仮に、死刑制度の存在が、たとえば、無期拘禁刑ないし終身拘禁刑が最高刑の場合と比較して凶悪犯罪を抑止するより大きな効果をもつことが科学的に証明されたとするならば、凶悪犯罪防止の上での有効性を理由として死刑制度の維持を主張することにも理由があることになる。また、これとは逆に、死刑には無期拘禁刑ないし終身拘禁刑との比較において有意な程度にこれを上回る凶悪犯罪の防止効果がないこと（たとえば、同程度の効果しかないこと）が科学的に証明されたとき、死刑制度はその存在理由を失うことになるであろう。犯人の生命を奪うことのない刑罰（無期拘禁刑ないし終身拘禁刑）と比較して、それを上回るだけの、人の生命を救う効果がないのに、それでも犯人の生命を奪うことはおよそ正当化されることではないはずだからである。

前述のように、犯罪予防効果をもたない純然たる応報（応報のための応報）は認められるべきではなく、将来に向けて犯罪予防上の必要性が肯定されるときに限り刑罰は正当化されると考えるなら、死刑に犯罪抑止効果（一般予防効果）があるかどうかは、存廃論の対立において雌雄を決する決定的な争点となるはずである。

そこで、この点について検討すると、死刑にはそうした犯罪抑止効果があるという科学的な証明はないし、また逆に、それがないとする科学的証明もないとされる（第8回会議における森大輔・熊本大学准教授の講演を参照）。科学的証明というレベルでは、積極的に効果があるとも、また、効果がないとも確言できないということであり、近い将来に、いずれかの証明が可能となるという見込みがあるわけでもない。

そうであるとすれば、ここでは、死刑に効果があるかないかをめぐり科学的な証明までは求めず、一步後退して、推測ないし蓋然性のレベルで効果があると想定されるか、それとも、効果がないと想定されるか——そのどちらが経験的に確からしいといえるか——を検討することが考えられよう。そして、この点をめぐっては、死刑の犯罪抑止効果を肯定する立場と、これを否定する立場の双方から、それぞれの主張が展開されている。

犯罪抑止効果があることを想定できるとする立場からは、①高額の罰金であればあるほど、長期の拘禁刑であればあるほど、より高い犯罪抑止効果をもつであろうとする経験的推定が刑罰制度の基礎にあり、生命を奪われることは個人がぜひとも回避したい事柄であるから、一定程度の犯罪抑止効果があると想定できること、②死刑は当該犯罪の極限的な重大さの評価を体現するものであり、死刑制度が存在することが、一般国民に人の生命の重みを理解させ悟らせるのに重要な教育的効果をもっていると合理的に推測できること、③テロ犯罪や組織的な凶悪犯罪を実行しようとする者に向けて、どれだけの被害を生じさせても死刑にならないという保証を与えれば、そのような犯罪が増加するおそれが高まることなどがそれぞれ主張されている。

これに対し、死刑の犯罪抑止効果を否定する立場からは、①これまで死刑を廃止した国で、廃止の前後の時期を比較して凶悪犯罪が増えたという実証的な結

果が認められないことから、死刑に格段の犯罪抑止効果がないことが推測できること、②犯罪抑止効果は、何より犯行が発覚して検挙される可能性が高ければ高いほど上昇するものであり、刑の重さに連動するものではないこと、③犯罪抑止効果は、犯人が冷静な心理状態のときにのみ期待できるものであり、衝動的に実行される重大犯罪に対しては認められないこと、④死刑があることから希死念慮に駆られた者が殺人事件を犯す例も見られ、むしろ死刑制度が殺人事件を誘発する効果をもちうること、などがそれぞれ主張されている。

以上のように、死刑という刑種がもつ犯罪抑止効果の有無・程度については、科学的証明がなく、多かれ少なかれ不確かな推測に基づいて論じるほかはない状況となっているといえよう。このような状況において上記の議論から何らかの確固とした結論を引き出すことはできないとしても、それぞれの立場から次のことは主張しうるように思われる。死刑制度をなお維持すべきだとする立場からは、死刑に犯罪抑止力がないという科学的証明がない以上、死刑を廃止するときには、国民がテロ犯罪等の凶悪犯罪の増加のリスクにさらされることは否定できず、少なくとも、凶悪犯罪が増加する不安をもち、法に対する信頼を失うおそれがある、という懸念が表明されることになろう。他方、死刑制度に対して懐疑的な立場からは、確からしいとしても科学的根拠に基づかない推測に基づいて個人の生命を奪う刑を存置することには問題があり、また、死刑の言渡しも執行も少ない現状の下でも特に凶悪犯罪の増加が見られないことなどから、死刑の犯罪抑止効果を過大に見積もることは妥当でなく、そのことは死刑廃止に向けての決定的な障害にならない、と論じられることになろう。これらは、それぞれにもっともな理由のある主張であると考えられる。

もし、犯罪抑止力に関する議論の状況を以上のようにまとめることが許されたとすれば、とりわけ、今後、死刑の言渡しと執行をさらに制限することや、さらには死刑制度の廃止をも視野に入れるとき、国民にとって可能性として生じうる危険や、その不安に対しどのように対応すべきかが重要な検討課題となるであろう。とりわけ国民の不安に注目すれば、多くの国民は、死刑制度が廃止されれば、凶悪犯罪が増加するおそれがあるという恐怖心をもっていると推測される。内閣府は、5年ごとに「基本的法制度に関する世論調査」を実施している

が<sup>3</sup>、2019年11月の調査では、「死刑がなくなれば凶悪犯罪が増える」と回答している人が58.3%で、「増えない」という回答13.7%を大きく上回っており、「分からない」が27.9%である。これらの数字によれば、死刑がなければ凶悪犯罪が増えるという不安をもつ国民は多いと考えられるのである。こうした視点から課題となるのは次のような諸点であろう。

すなわち、①死刑に代替する最高刑の在り方を検討すること、具体的には、仮釈放の可能性のない終身刑（第8回会議における小田清和弁護士の報告を参照）や、仮釈放の要件を現行法より厳しくする重無期刑の採用の是非を、現行の無期刑の運用の在り方とあわせて検討すること、②オウム真理教事件に代表される組織的な凶悪犯罪やテロ犯罪に対しより効果的に対応するための方策について、欧米において用いられているが、日本にはまだない刑事法制や捜査手法の採用の是非を含めて検討すること、③再び凶悪事件を起こす危険性のある犯罪行為者について、その再犯を防止するためにどのような措置が考えられるか、死刑を廃止した国々に見られる法制度を参考にし、加害者更生や加害者家族への支援等の検討を行うこと、等である。

## 6 執行と執行に至る手続をめぐる諸問題

死刑の執行をめぐるのは、まず、判決が確定した後、それが執行されるまでのかなり長期間にわたり、死刑確定者を執行の恐怖にさらし続けている点に問題がある。現在、収容されている100名余りの死刑確定者の平均収容期間は15年を超えると見られる。このように執行まで長い時間が経過する理由としては、再審申立ての手続中であるとか、死刑確定者が心神喪失等の状態にあるとか、法務省内における死刑執行起案書の作成過程において執行を不適切とする一定の事情が発見されたとか、さまざまな事情があるものと推測されるが、そうした理由が対外的にも、死刑確定者本人にも明らかにされることはなく、これだけ長期間、執行の恐怖が継続する状態に置かれ続けていることは大きな問題といわなければならない。死刑確定者の中には、30年以上、拘置されている者も少なく

---

<sup>3</sup> その結果の詳細は、内閣府のウェブサイトにおける「世論調査」で見ることができる (<https://survey.gov-online.go.jp/index.html>)。

なく、これらの者に対する執行は事実上、もはや想定されないにもかかわらず、その状態が終身、継続されるであろうことも、人道上の問題を提起するであろう。こうした事態は、執行当局が、万が一にも誤った執行を回避するため、慎重の上にも慎重を期する取扱いを行っていることから生じたものであり、そもそも死刑制度と人権保障とが両立しうるのかという疑念を生じさせるものでもある。

次に、判決確定後、執行に至るまでの死刑確定者について、現行法上、その権利に種々の制限が加えられていることも問題となる。現在では、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」により、その処遇と権利関係が規定されているが、「心情の安定」を得られるようにすることが「処遇の原則」とされる（同法32条1項）。ここから、他の死刑確定者との接触は原則として禁止され、親族及び再審等の手続に関わる弁護士以外の者との面会は、特別な許可がない限り許されない。外部との手紙のやりとりについても同様の制約がある。上述のように長期間、他人との接触を大幅に制限しつつ拘置することが、執行のために必要不可欠なものといえるのか、刑罰の内容となっていない権利制限を加えるものではないのか、そもそも人道上問題でないのか、といった点について立ち入った検討を行う必要がある。

執行それ自体をめぐっても、いくつかの深刻な問題がある。まず、現在では、執行が決まった後も、その日時は事前に本人に知らされない扱いになっているが、そのことの当否も問題となる。また、執行方法としての絞首についても、被執行者に不必要な苦痛と恐怖を与えるものでないか、他に苦しみを与えることの少ない方法がないのかについても検討が行われるべきである。絞首という方法については、近年でも最高裁判所が残虐刑にあたらぬという判断を示しているが（最判平成28年2月23日裁判集刑事319号1頁）、憲法に違反しないということは、それについての政策的な是非の検討が不要であることを意味しない。

さらに、死刑の執行に関わる刑務官にとり、その人権侵害のレベルに達する負担が生じていないかどうかも調査・検討すべきである。執行の実際においては、執行を担う者は、執行当日の朝に知らされ、各人それを職務の一部として認識してその遂行にあたり、拒否する者はいないとされる。たとえそうだとした場合、そ

これは犯罪者の「更生」に関わるという通常の業務とは真逆の方向に向かう業務であり、被執行者と一定の交流があった刑務官はもちろん、はじめて会った人であっても、その息遣いや体温を感じ、言葉と声を聞いた、その目の前の人を死に至らせることのもつ心理的な負担はきわめて重いものと考えられ、負担を軽減するための措置が検討されるべきである。

## 7 情報公開と世論調査について

死刑は、個人に向けられた究極の国家権力の行使であり、民主主義国家においては、その運用と手続の実際についても、主権者である国民に対し明らかにされていなければならないはずである。それにもかかわらず、死刑については、その執行に至る実務に関する情報の多くが開示されていない。法務省により、2007年以降、執行後、被執行者の氏名、生年月日、執行場所及び執行の原因となった犯罪事実だけは公表されているが、たとえば、死刑確定者の中で相当に長期にわたり執行されないまま拘置が継続されているケースにつき、その理由は何なのか（刑訴法上の執行停止事由があるのか、それともそれ以外の理由なのか）、死刑確定者の処遇はどのように行われているのか（その権利・利益が過度に制約されていないか）、絞首による執行の実態はどうか（受刑者を過度に苦しめてはいないか）、執行が刑務官等に与える心理的負担ないし業務上の負荷はどのようなものか等の死刑制度の在り方の実態を知り、それを見直すにあたり、重要な事項の多くが明らかにされておらず、憲法上の人権保障に関わり、対外的にも大きな意味をもつ国の制度の在り方について国民が正しい意見を形成する、その前提が欠けているといわなければならない。

もちろん、情報開示の方法については検討が必要である。死刑確定者の個人情報やプライバシー等に関わるという理由で個別事例に言及することは許されないとすれば、個人が特定されないような一般的な説明にとどめたり、平均的・類型的な事情の紹介を行ったりという工夫は必要であろう。また、直接には一定の会議体（たとえば、国会議員からなる委員会）に情報を提供し、その議事録も要旨にとどめるという方法も考えられるかもしれない。しかし、国会が国政調査権を行使しない限り、上記のような事情についてもおよそ情報の開示が行われな

いという現状については改善の必要がないかどうか、立ち入った検討がなされるべきである。なお、この点に関し、本懇話会として、死刑制度に関する調査・検討のため、刑事施設内の刑場の視察及び刑務官からの意見聴取について法務省に協力依頼を行ったが、いずれも拒まれたことを付言しておきたい。

情報公開と関連して、世論調査の問題についても言及したい。前掲・内閣府による「基本的法制度に関する世論調査」によると、「死刑もやむを得ない」と回答する割合が毎回80%を超えており、2019年の調査ではそれが80.8%であった。こうした世論調査の結果は、死刑制度とその運用について正面からの立ち入った検討を行わず、現状のまま維持していることの正当理由として用いられているといえよう。ただ、大きく3つの点について再考が求められる。まず、①この世論調査の結果をどのように見るか・分析するかという問題がある。次に、②この世論調査が真に民意を反映するものと理解してよいかどうかも問題となる。さらに、③こうした世論調査の結果が死刑制度とその運用について立ち入った調査・検討を行うことの障害となるかどうか問われなければならない。

まず、①この世論調査の結果をどのように見るか・分析するかについていえば、国民意識といわれるものも決して一枚岩のものではなく、かつ変化の兆しも認められると評価することが可能である。すなわち、「基本的法制度に関する世論調査」の2009年12月の調査では、「どんな場合にも死刑は廃止すべき」という回答は5.7%に過ぎず、「場合によっては死刑もやむを得ない」という回答が85.6%であったのに対し、回答の選択肢の表現を変えて行われた2014年11月の調査では、「死刑は廃止すべきである」という回答が9.7%に増加し、「死刑もやむを得ない」という回答が80.3%に減少した。そして、2019年11月の調査によれば、「死刑もやむを得ない」とする回答は、たしかに全体の80.8%に上るものの、「死刑もやむを得ない」を選択した人で、「将来も死刑を廃止しない」という回答は54.4%で、これは全体の43.9%で半数に達しない。他方、「死刑は廃止すべき」という回答（全体の9.0%）と「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」という回答の合計は全体の41.2%で、「将来も死刑を廃止しない」という回答と拮抗している。また、死刑制度の存廃について終身刑が導入された場合は、「死刑を廃止する方がよい」とい

う回答も全回答者の35.1%に上っている。しかも、年齢別に見ると、「死刑もやむを得ない」を選択した人のうち「将来も死刑を廃止しない」を選択した人は、70歳以上では60.5%であるのに対し、18歳～29歳の層では41.7%で半数を割っていることが注目される。

次に、②この世論調査が真に民意を反映するものと理解してよいかどうかについていえば、死刑制度の当否という、さまざまな考慮要素をもつ複合的な問題について、「死刑は廃止すべきである」か「死刑もやむを得ない」かという、抽象的な二者択一の選択肢を提供して回答させること（それだけにとどめていること）にどれだけの意味があるかが問われるべきであろう。今後、死刑の存廃を議論するにあたり国民の死刑制度に関する意見を的確に集約するためには、少なくとも、死刑制度の運用の在り方を具体的に説明したうえで回答を求めるような方法を併用することが検討に値するであろう。たとえば、現実に死刑判決が確定するのは殺人事件全体のごく一部であることを示す統計数値を挙げた上で、死刑の言渡しをより増加させることが適切か、現状のままでよいか、より減少させるべきかというような設問を提示することが考えられる。また、絞首という執行方法の是非や、死刑確定者の処遇等の在り方についても、簡略化した形で現状についての情報を提示した上で意見を求めることも有益であろう。それによりはじめて、死刑制度に対する国民意識を調査したことになると思われる。

また、内閣府の世論調査では、「死刑は廃止すべきである」か、それとも「死刑はこのまま維持すべきである」かではなく、「死刑は廃止すべきである」と「死刑もやむを得ない」という非対称の選択肢から回答させるものとなっていることも問題として指摘可能である。世論の中にある「死刑制度への迷い」がそこには十分に反映しておらず、積極的に賛成できない気持ちをもっている人でも、「死刑もやむを得ない」という回答に誘導されることとなる嫌いがある。回答者の中には、自分が必ずしも制度の詳細に詳しくないことから、もし政治主導で見直しが行われるのであればそれには反対ではないという意見や、最終的には専門家による検討にまかせたいという意見をもつ者も少なくないはずであるが、そのような意見を吸い上げることのできる設問になっていない（第7回会議における佐藤舞・豪モナッシュ大学准教授の講演を参照）。



さらに、③こうした世論調査の結果が死刑制度とその運用について立ち入った調査・検討を行うことの障害となるかといえば、以上述べてきたように、それは死刑制度を現状のまま維持することの正当理由にはならないし、ましてや調査・検討を行わないことの理由にはまったくならない。特に注目すべきことは、「基本的法制度に関する世論調査」の2019年11月の調査において、死刑制度に関して、「死刑もやむを得ない」と答えた人（1270人）に、その理由を聞いたところ、「死刑を廃止すれば、被害を受けた人やその家族の気持ちがおさまらない」を挙げた者の割合が56.6%、「凶悪な犯罪は命をもって償うべきだ」を挙げた者の割合が53.6%と上位を占めたことである。これらの理由は、上述したように、国際的にも、また現代の刑罰理論に照らしても、死刑制度の根拠になりうる理由ではない。国民がこうした理由に基づいて制度の存続をやむを得ないと考えているとすれば、それは一般国民の意識ないし感覚を示すものであるとしても、そのことが死刑制度を正当化する根拠となるものではなく、また、それが種々の問題をもつ制度についての立ち入った再検討を行う障害となつてはならないはずのものである。

## 8 結語

以上、縷々見てきたところから明らかなように、現行の死刑制度を見直すことは、日本の刑事司法制度の全体を再検討し、これに改善のメスを入れることを意味しよう。問題箇所の改善と改革は、1999年に内閣に司法制度改革審議会が設置されるとともに開始された司法制度改革の枠内での刑事司法制度の改革にも十分に匹敵する大きな改革をもたらさうものである。司法制度改革は、わが国の内発的な動機に基づき、法曹界にとどまらず国民各界・各層を含めた広範囲な合意を形成して進められたものであった。死刑制度の見直しについても、従来の考え方と価値観にとらわれることなく、21世紀の日本をどのような国にしていくのかを見据えて、徹底した調査に基づいて問題点を洗い出し、国民にも正確な情報を提供しつつ、一定の合意を形成したうえでこれを進めていかなければならない。厳しく意見が対立する大きな争点につき合意を形成することに長けているとはいえない日本の民主主義にとって、それは試金石というべきもの

である。

とはいえ、死刑は大きな問題であり、一挙に新たな合意を形成することは理想的ではあっても、そう簡単なことではなく、「正面突破」しようとするのがかえって禍根を遺すこともありうるであろう。さまざまな形で問題箇所の改善・修復を図りながら、一歩ずつ前進していくことも考えられる。たとえば、死刑制度を存置したまま、執行のみをしばらく停止してその後の状況を精査するという方法も選択肢の1つに上るであろう。まさに韓国がそのような方法を選び、現在に至るまで、凶悪犯罪の増加に悩んでいるという状況にはない。

いずれにしても、重要なことは、両方向からの主張に身を裂かれるような思いで立ちすくみ、為す術もなく事態をただそのままに放置するという現状に甘んずることなく、問題解決に向けて一歩でも先に歩を進めることなのである。

以上

日本の死刑制度について考える懇話会  
設立趣意

- 1 我が国の死刑制度は、1882年（明治15年）制定の旧刑法によって、執行方法を絞首刑と定められたものが、現行の刑法にも引き継がれ、今も100名以上の死刑囚がいます。

死刑は人間の尊い生命を奪う不可逆的な刑罰であるため、「国家が人の生命を奪う」という国家機能の根源に関わる問題を内包しています。

- 2 死刑制度の廃止は国際的な潮流です。世界の7割を超える国が、すでに法律上又は事実上、死刑を廃止しています（196か国中、法律上又は事実上の廃止国は144か国）。とりわけ、先進国グループであるOECD（経済協力開発機構）加盟38か国のうち、死刑制度を存置しているのは、米国、韓国、日本の3か国です。しかも、死刑存置国に数えられる米国でも、すでに23州とワシントンD.C.で死刑が廃止されています。また、韓国ではすでに1998年以降20年以上にわたって執行を停止しています。したがって、OECD加盟国の中で、いまだに国家として統一して死刑執行を続けているのは日本だけです。

このため、国際司法共助の上でも、日本で殺人を犯した者が外国に逃亡した場合に、日本政府が逃亡先の死刑廃止国に犯罪人の引き渡しを求めても、日本に死刑が存在していることを理由として引き渡しを拒まれるという指摘もあります。

- 3 日本弁護士連合会は、2016年（平成28年）10月7日に「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を行い、死刑廃止の立場を明確にし、2022年（令和4年）11月には「死刑制度の廃止に伴う代替刑の制度設計に関する提言」により、死刑制度の廃止とともに、その代替刑として終身拘禁刑（ただし、例外的に減刑制度あり）を設けること等を提案しています。また、全国の弁護士会でも死刑廃止決議が相次いでなされています。

2018年（平成30年）12月5日には、死刑制度の是非を議論する超党派の議員連盟として「日本の死刑制度の今後を考える議員の会」が設立され、将来的な死刑制度の在り方に関する提言とりまとめを目指すとされています。

社会の各層の著名人が死刑制度について意見を表明することも増えました。

4 ところが、政府の世論調査の結果、国民の 8 割が死刑制度も「やむを得ない」としていることなどから、死刑制度についての検討は進んでいないのが現状です。

そこで、私たちは、国民各界及び各層の参加を得て、十分な情報をもとに活発な議論を行い、日本の死刑制度のあるべき方向性について提言するため、ここに「日本の死刑制度について考える懇話会」を設立します。

以上

### 日本の死刑制度について考える懇話会 運営についての申合せ

2024年（令和6年）2月29日

日本の死刑制度について考える懇話会 設立準備会決定

#### 1 名称

この会議体は、日本の死刑制度について考える懇話会（以下「懇話会」という。）と称する。

#### 2 目的

懇話会は、死刑制度廃止の国際的潮流や国内での議論の深化を踏まえ、我が国における死刑制度のあるべき方向性について、各界及び各層からなる委員によって真摯に議論を行い、関係諸機関に対し死刑制度について提言を行うことを目的とする。

#### 3 組織と運営

- (1) 懇話会は、国会議員、研究者、各界有識者、犯罪被害者遺族及び日本弁護士連合会から推薦された委員で構成する。また、懇話会には、オブザーバーの参加を求めることができる。
- (2) 懇話会には座長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代行する。
- (3) 懇話会に、事務局を置く。懇話会は、事務局を日本弁護士連合会に委託し、日本弁護士連合会は、懇話会の事務に必要な事務局員を派遣し、運営に伴う経費を支出する。

#### 4 議事

- (1) 懇話会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。
- (2) 懇話会の議事は、公開とする。ただし、懇話会の多数決により一部又は全部を非公開とすることができる。懇話会を開催したときは、議事録を作成し、会議の配布資料とともに、これを公開するものとする。
- (3) 本申合せに定めるもののほか、懇話会の議事に必要な事項は、座長が懇話会に諮って決める。

#### 5 存続期間

懇話会の存続期間は、この申合せの施行の日から目的達成までとする。

## 審議の経過

● 2024年2月29日 設立準備会（於：弁護士会館）

【議題】

- 1 名称及び運営方法の決定
- 2 設立趣意書の採択
- 3 座長の選任、座長代行者の指名

● 2024年2月29日 第1回会議（於：弁護士会館）

【議題】

- 1 論点整理  
報告 小川原優之（日本弁護士連合会・死刑廃止及び関連する刑罰制度改革  
実現本部事務局長、弁護士）  
「死刑制度について考える—死刑廃止に向けた日弁連の取組—」
- 2 国際情勢について  
報告 笹倉香奈（委員）  
「死刑をめぐる国際状況」
- 3 今後の進め方について

● 2024年3月11日 第2回会議（於：弁護士会館）

【議題】

- 1 冤罪・誤判の危険について  
講演① 木谷明（元裁判官、弁護士）  
「『刑事事実認定』と『死刑・無期の判定』はなぜ難しいのか」  
講演② 村井宏彰（弁護士）  
「死刑事件弁護の現場」
- 2 今後の進行予定について

● 2024年4月22日 第3回会議（於：弁護士会館）

【議題】

- 1 死刑存廃に関する刑事法学者からの意見、刑罰の目的と存在理由について  
講演① 松原芳博（早稲田大学教授）  
「刑罰としての死刑」  
講演② 椎橋隆幸（中央大学名誉教授）  
「日本の死刑制度について」  
報告 井田良（委員）  
「刑罰の目的と存在理由について」
- 2 法務省矯正局との交渉経過について

● 2024年5月13日 第4回会議（於：弁護士会館）

【議題】

- 1 被害者の視点と死刑制度の根拠  
講演 クレーメンス・フォン・ゲッツェ（Dr. Clemens von Goetze、  
駐日ドイツ大使）  
（代読）ティーデン・團（Dr. Dan Tidten、参事官）  
「被害者の視点は死刑制度を維持する根拠になるか」
- 2 裁判官と裁判員の量刑評議について  
講演 稗田雅洋（早稲田大学教授）  
「裁判員との量刑評議について」
- 3 被害者支援の視点から見た死刑制度  
講演 太田達也（慶應義塾大学教授）  
「被害者支援の視点から見た死刑制度」

● 2024年6月17日 第5回会議（於：弁護士会館）

【議題】

- 1 犯罪被害者・遺族の権利保障のあり方  
講演① 矢野恵美（琉球大学教授）  
「スウェーデンにおける被害者政策」  
講演② 滝沢誠（中央大学教授）  
「犯罪被害者・遺族の権利保障のあり方 ―ドイツの制度を参考に―」

2 憲法と死刑制度

講演 長谷部恭男（早稲田大学教授）

「憲法と死刑制度（生命、自由及び幸福追求に対する権利と公共の福祉）」

●2024年7月4日 第6回会議（於：弁護士会館）

【議題】

1 犯罪被害者・遺族の処罰感情について

講演① 磯谷富美子（犯罪被害者遺族）

講演② 原田正治（犯罪被害者遺族）

講演③ 山口由美子（犯罪被害者）

「西鉄バスジャック事件の被害者となって」

報告 片山徒有（委員）

●2024年7月26日 第7回会議（於：日比谷国際ビルコンファレンススクエア）

【議題】

1 中間まとめ（意見交換）

2 世論調査の問題について

講演 佐藤舞（オーストラリア・モナッシュ大学准教授）（Zoom）

●2024年8月6日 第8回会議（於：弁護士会館）

【議題】

1 死刑の抑止力について

講演 森大輔（熊本大学准教授）（Zoom）

「日本の死刑に関する抑止効果のデータ分析の概要」

2 犯罪被害者遺族の処罰感情と支援の在り方について

講演 伸子さん（通称・犯罪被害者遺族）

報告 坂上香（委員）

「『被害者の回復』から見た死刑と終身刑：米国で起こっていること」

3 死刑の代替刑の在り方について



報告 小田清和（日本弁護士連合会・死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実  
現本部副本部長、弁護士）  
「死刑の代替刑について」

● 2024年8月29日 第9回会議（於：弁護士会館）

【議題】

- 1 イギリスにおける死刑廃止の歴史とイギリスから見た日本の死刑制度  
講演 ジュリア・ロングボトム（Julia Longbottom CMG、駐日英国大使）
- 2 元刑務官から見た死刑囚の処遇と死刑執行の実態  
講演 泉井雨教（元刑務官）
- 3 元法務大臣から見た死刑制度運用の実情  
講演 千葉景子（元法務大臣、弁護士）

● 2024年9月6日 第10回会議（於：弁護士会館）

【議題】

- 1 提言とりまとめに向けた意見交換

● 2024年10月18日 第11回会議（於：弁護士会館）

【議題】

- 1 提言とりまとめに向けた意見交換

● 2024年11月13日 第12回会議（於：弁護士会館）

【議題】

- 1 報告書の可決承認

※ 議事の詳細は、「日本の死刑制度について考える懇話会」のWEBサイト  
(<https://www.shikeikonwakai.net/>) に掲載されています。